

3 連帯保証人について



本多静六博士奨学金の貸与には、連帯保証人様1名が必要です

(1) 連帯保証人の要件（以下のア～カをすべて満たしている方）

- ア 貸与返還期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）
- イ 現在、出願者を保護又は扶助していない方。（出願者の父母は不可）
- ウ 出願者の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）
- エ 出願時に成年で独立の生計を営み、**65歳未満の方**。
- オ 以前に「本多静六博士奨学金」の貸与を受けている場合、その返還が終了した方
- カ 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方

※審査の結果、連帯保証人の変更を求めることがあります

(2) 必要な書類

出願時の 必要書類	連帯保証人が 決まっている場合	連帯保証人は願書の内容を確認して、出願者と連署（自署） してください。 出願者は下記の「予約採用後の必要書類」のア・イ・ウの書 類を提出してください。 出願期間内に書類が間に合わない時は、その旨願書の余白 に記入し、後日提出してください。
	連帯保証人が未定の場合	連帯保証人が未定の旨、願書の余白に記入してください。
予約採用 後の必要 書類	ア 連帯保証人の住民票 (マイナンバーが掲載されていないもの)	6か月以内に交付された本籍及び続柄が 記載されているもの
	イ 連帯保証人の直近の (市町村民税) 課税・所得証明書	所得に関する証明。 非課税の方は不可
	ウ 連帯保証人の印鑑登録証明書	6か月以内に交付されたもの
	エ 誓約書 (予約採用通知と同封されて郵送されます)	連帯保証人は誓約書の内容を確認して、出願者と 連署押印してください。 連帯保証人は実印を使用してください。
提出期限内に必要な書類が提出されないと、予約採用を取り消す場合があります。		

(3) その他（必ず、連帯保証人になる方と一緒に確認してください）

ア 返還について

奨学金借受者からの奨学金の返還が確認できない場合は連帯保証人に通知し、返還が滞った場合は連帯保証人に返還を求めます。

イ 連帯保証人について

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

連帯して返還の責任を負うとは、奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。

連帯保証人は、正式採用から奨学金の返還終了までの間を保証していただきますので、原則として、その途中で一方的に辞退や変更をすることはできません。また、返済が滞った場合に発生する延滞金(遅延損害金)についても、**奨学生本人と同等の返済の責任**があります。

ウ 個人情報の取得について

借受者からの奨学金の返還が滞った場合、返還事務に必要な範囲で住所及び連絡先を確認するために必要な連帯保証人の個人情報を市区町村長や金融機関等から取得し、保有、利用することがあります。